

令和3年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年12月13日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長) 学校支援課長 教育総合相談センター所長 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長) 子ども家庭支援センター所長 児童相談所開設準備担当副参事

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	46号	押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規則の整備に関する規則	承認
2	47号	押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規程の整備に関する規程	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	48号	通学路における合同点検の実施について	了承
4	49号	北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について	了承
5	50号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年12月13日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第12回北区教育委員会定例会を開会します。

初めに、日程第1、第46号議案「押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規則の整備に関する規則」及び、日程第2、第47号議案「押印を求める手続の見直し等に伴う東京都北区教育委員会規程の整備に関する規程」を一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、まず、第46号議案について説明いたします。35ページをお願いします。説明欄をご覧ください。押印を求める手続の見直しに伴う規定の整備を行うほか、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出いたします。

昨年来、国における行政手続におきましては、申請書等の提出書類について、押印を不要とする見直しが行われているところでございます。これを受けまして、当区におきましても、区長部局を含む全庁において同様の見直しを進めており、押印を求める教育委員会規則及び規程について、区長部局と同様に改正を行います。

議案書1ページをお願いします。第1条第1号から第4号まで、それぞれ規則4件掲げてございます。

2ページでございます。第2条では、第1号から第6号までの6つの規則に定める申請書等の様式につきまして、印の部分削除するものです。

3ページの第3条、委員会の請願処理規則、第4条、委員会の公印規則につきましても、同様に押印に関する部分の改正をするとともに、併せてこれ以外の部分についても、法令における表記の原則等に基づき、規定の整備を行うものでございます。

改正箇所の詳細につきましては、第46号議案参考資料の新旧対照表にお示ししてございますが、説明は割愛させていただきます。

続いて、34ページの付則です。第1項で、この規則を公布の日から施行するとし、第2項で、現に残存する用紙については、修正の加えて使用することができるという、様式の改正に伴う経過措置を定めております。

続きまして、第47号議案です。1ページの第1条から4ページの第5条まで、5件の規程につきまして、同様の改正を行うものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いします。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案ど

おり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案通り承認することに決定させていただきます。
次に、報告事項に移ります。
日程第3、報告第48号「通学路における合同点検の実施について」です。
学校支援課長から説明をお願いします。

学校支援課長

学校支援課長の千田です。私からは、報告第48号「通学路における合同点検の実施について」、説明します。資料をご覧ください。

1の要旨です。今年の6月に発生しました、千葉県八街市での交通事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が通学路における合同点検実施要領を作成し、学校、地元警察、道路管理者などの関係機関と連携し、合同点検を実施するよう依頼がありました。これを受けて、合同点検を実施したため、ご報告します。

2の経過です。7月9日に文部科学省から点検実施の依頼がありました。7月19日には北区議会の自由民主党議員団、公明党議員団の連名で、通学路の交通安全確保に向けての取り組みについての要望をいただいております。実際の点検は9月8日～27日までの間と10月4日に行っております。点検の実施状況について、10月5日、11月5日、それぞれ東京都に報告しております。

4の実施内容です。まず、全小学校に通学路における危険箇所のリストアップを依頼しまして、29校から78カ所のご報告がありました。この報告を受け、地元警察署及び道路管理者に情報提供をするとともに、合同点検実施に向けて調整を行いました。その上で合同点検を実施し、リストアップされた危険箇所を確認しました。その後、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を受けながら、対策案の検討・作成を行っているところです。

資料の裏面をお願いします。実施経過です。リストアップされた78カ所全ての点検を行いました。そのうち、すでに対策化されている箇所は30カ所あり、内容はお示ししております。今後、対策が必要とされた箇所は48カ所ありまして、内訳はお示ししております。

6の対策案です。今後、対策が必要とされた箇所について、それぞれの機関ごとに可能なものから実施していく予定です。

内容としては、学校では安全教育、付き添い依頼、通学路の変更、教育委員会ではスクールゾーン入り口へのバリケード設置、警察署では横断歩道の塗り直しや、取り締まり強化、道路管理者では、道路の舗装や注意喚起の看板設置などを行う予定です。

今後の予定ですが、対策の実施状況について、1月に東京都に報告する予定です。

なお、議会から実際に点検した箇所についての資料がほしいということで、今、作成中です。こちらが完成しましたら、教育委員の皆さまにもご報告させていただきたいと思っております。

私からの報告は以上です。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。
本間委員。

本間委員 報告ありがとうございました。
この千葉県での大変心痛む事故の他にも、その後、まだ学童が巻き込まれるという事故が続いておりますので、今回のこの調査は大変意義のあるものだと思います。それを受けて、2点教えてください。
1点、実施校数が29校ということですが、小学校は35校で、残る6校については特に心配ないと受け止めてよろしいでしょうか。
もう1点、対策案で適切なものが出されていると思いますが、北区内は本当に大変狭くて、なかなかバリケード等も難しいところがあると承知しておりますので、ここに掲げている中でも、横断歩道の塗り直し等について、あるいは緑色の道路の区分け等についても、大変意義のあるものだと思いますが、おおよその見通しで結構ですので、いつぐらいまでに、この48カ所の終了が見込まれているのでしょうか。
以上、2点でございます。教えてください。

学校支援課長 今、ご質問がありました、まず1点目です。小学校35校中29校という、残りの学校ですけれども、今回、報告をいただく中では危険箇所の報告はなかったところです。報告は今回なかったとしても、引き続き学校、保護者から「ここが危ないのだけれども」という声があれば確認をして、対応できることはしていきたいと思っております。
また、対策の見通しですけれども、学校、教育委員会で実施できる作業については、既に着手しております。また、舗装の塗装等は、予算が必要なこともあって今年度中は難しいですけれども、地元の警察・道路管理者に対して、できるだけ早く実施いただくよう要請しているところです。
以上です。

清正教育長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第4、報告第49号「北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について」です。
児童相談所開設準備担当副参事から説明をお願いします。

児童相談所開設準備担当副参事 児童相談所開設準備担当、染矢です。それでは、私から「北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について」、ご説明します。資料をご覧ください。
教育委員の皆さまには事前にご説明をさせていただいておりますが、今回、11月下旬に開催された文教子ども委員会にて寄せられたご意見を踏まえまして、口頭での補足を交えながら、主な項目に絞ってご説明させていただきます。
1、要旨でございます。区は、これまで児童相談所開設に向けて、北区児童相談所等複

合施設基本構想を策定するなど準備を進めてまいりました。このたび、施設の設計に向けて、北区児童相談所等複合施設基本計画（案）がまとまりましたので、ご報告します。

2、現況については、お示しのとおりでございます。

3、内容、別紙「北区児童相談所等複合施設基本計画」（案）についてご説明します。冊子をご覧くださいいただけます

1ページをお願いします。1の（1）、これまでの経過です。児童福祉法の改正など、これまでの経過については、記載のとおりでございます。

（2）基本計画策定の目的です。北区児童相談所等複合施設基本計画では、複合施設の基本理念や機能、敷地の条件等の設計の前提となる基本的な考え方にに基づき、基本構想を具現化するとともに、この間、児童相談所を開設した先行自治体での課題や周辺のまちづくり等の一体性を踏まえ、北区は整備する複合施設が子どもの安全安心を確保し、区民が身近に立ち寄ることができる施設となる計画とします。

今後、この基本計画を基に複合施設の基本設計・実施設計、また、建設工事等に取り組んでまいります。

5ページ、3運営方針までをお願いします。（2）職員配置です。②児童相談所の人員配置でございます。児童福祉法等に基づきまして、必要な人員配置を行います。

6ページの表をご覧ください。下の部分に児童福祉司の配置人数の考え方を記載してございます。人口当たり12名に加えて、上乗せ分として18名の計30名の配置が必要と考えております。また児童心理士につきましては、児童福祉司の2分の1のため、15名となります。上の表では計77名という表記をさせていただいております。

また、人材育成につきましては、文教子ども委員会でもご意見をいただきまして、計画的な派遣を行うこと、先行区の状況を確認して、区単独の上乗せなども、今後、検討することをお答えしております。引き続き人材育成には、全力で取り組んでまいります。

7ページ、（3）一時保護所についてをご覧ください。基本構想におきましては、定員を10～15名としておりました。今回、基本計画の中では、記載のとおりでございますが、定員を20名に変更しております。

続きまして、（5）運営指針についてをお願いします。本基本計画策定後、複合施設開設までに、児童相談所との組織の規定等を含め、区の児童相談所や複合施設運営に当たっての基本的な指針となる（仮称）北区児童相談所等複合施設運営指針を策定します。また、運営指針の策定後、国や東京都と児童相談所設置に向けた開設協議を行います。

1ページおめくりいただきまして、4施設整備の方向性についてです。

（1）施設整備の考え方です。基本構想で示した、施設整備の基本的な考え方を踏まえ、必要となる諸室、それらに必要な面積を積算しました。基本構想においては、約5,000平米の延床面積を想定しておりましたが、今後の虐待件数増加に対応できる事務スペースや、相談室等の確保を行うとともに、一時保護所については、今後の虐待件数を見据えた定員の設定や、子どもの権利を配慮した居室等を十分確保できる面積とします。また、施設整備を行う上では、さまざまな諸室の共用化を図り、効率的な配置計画とさせていただきます。

2ページめくっていただき、（2）施設規模（延床面積）についてをお願いします。基本構想では5,000平米としておりましたが、6,750平米に変更します。①～⑦が

内訳となります。

⑤の一時保護書の内訳でございます。学齢居室につきましては、原則、個室対応可能な作りを原則としております。また、食堂や学習室等も必要な面積を確保します。

⑥連携施設・整備についてです。こちらは、事務室につきましては600平米を想定しておりまして、約150名程度の職員が入るスペース、緊急会議を行うスペースを確保します。

次ページをお願いします。会議室や相談室の共用に加え、調理室、体育館等の共用も行います。表の下にございますが、今後の基本設計・実施設計の中で変更する場合がございます。

3ページお進みいただきまして、(3)敷地条件等です。複合施設の敷地条件は、区が整備する公益施設として、必要な延床面積が確保できる規模であるとともに、今後の施設設計に備え、計画自由度を十分確保できる形状である必要がございます。

①敷地条件です。ア、敷地面積を約5,000平米とします。基本構想では、敷地面積、延床面積とも5,000平米としておりました。今回の基本計画では、延床面積を6,750平米としますが、敷地面積につきましては容積率が現行の200%から300%に都市計画変更されることから、約5,000平米のままとさせていただきます。

イ、敷地形状、敷地境界です。学校の敷地は高低差に課題があることから、施設整備後の利用者のバリアフリー等を含めた利便性を確保するため、複合施設敷地は西側道路沿いかつ南側UR敷地境界沿いに配置します。また、敷地を分割した際に、隣地境界による日影規制の影響が最小限となることを前提に、南北方向に沿った敷地境界とします。

次ページをお願いします。②施設配置のシミュレーションについてでございます。想定している延床面積の施設が施設条件の中で、どのように敷地内に配置することができるか、代表例として3案検討しました。A案～C案のいずれにおいても、4階建て相当の建物を十分に整備できること、日影規制などの法整備にも遵守していることなどを確認しました。具体的な建物の配置などに関しましては、今後の基本設計・実施設計の中で精査・検討します。

また、敷地の形状についても、文教子ども委員会でご意見をいただきました。敷地の形状は区長部局と連携し、決定したことなどをお伝えしております。また、周辺のまちづくりが具体化したことなどを踏まえ、改めてパブリックコメントを実施すべきのご意見もございました。複合施設の開設に向けたスケジュール等を踏まえ、速やかに準備を進めるとともに、今後も丁寧に住民説明を行うことなどをお答えいたしております。

次ページ、6、開設までのスケジュールです。スケジュールについては、基本構想では、複合施設の開設は令和7年度としておりましたが、施設規模の増加による設計期間を十分確保することや、周辺まちづくりとの一体性を図り、設計段階から連携をとることなどを踏まえ、児童相談所・一時保護所を除く複合施設の開設を令和8年夏頃、児童相談所・一時保護所の開設を令和8年末頃とします。

次ページ以降は参考資料となりますので、ご高覧ください。

最後に、口頭での補足となりますが、文教子ども委員会後になりますが、区民の方からの要請書、会派からの要望書の提出がございました。主な意見として、職員配置の充実、敷地形状の改めでの検討、土壌汚染対策の安全な処理、パブコメの実施、本計画の見直し

等についての要望でございます。

先ほどの説明と重複しますが、区民の声として真摯に受け止めるとともに、基本計画を策定し、複合施設の開設に向け、速やかに準備し、今後とも丁寧に説明を重ねてまいりたいと思っております。

教育委員会資料にお戻りください。

今後の予定でございます。本日、教育委員会でのご意見を踏まえまして、今後、手続きを行い、計画策定につきましては、ホームページ等で公開してまいります。また、併せて基本設計等の準備についても進めてまいります。

以上です。

教育長

説明ありがとうございました。ご質疑又はご意見はございますでしょうか。
阿良田委員。

阿良田委員

丁寧なご説明ありがとうございます。
一点教えて下さい。基本構想では行ったパブリックコメントについて、今回の基本計画においては実施しない理由というのを教えていただけたらと思います。

児童相談所
開設準備担
当副参事

児童相談所開設準備担当です。
まず、今回の基本計画は、パブリックコメントを行った上で作成した基本構想の内容を実現するために、必要な人員体制や敷地面積等の事項を区の状況に合わせて具体化したものです。本計画の策定にあたり、基本構想の内容から変更となった点としては、虐待件数の増加に伴い当初の想定より職員の増員が必要となったことや、件数の増加に対応できるよう延床面積を拡大すること、それに伴う敷地の境界の変更などであり、基本構想で掲げた主要な理念や方向性については同一の内容となっております。

また、この変更の結果、児童相談所等複合施設の開設までのスケジュールが基本構想のときよりも遅れるということ、先ほどご説明させていただきました。

この状況を踏まえて、今後、作成する運営指針や開設までのスケジュール等を総合的に検討した結果、パブリックコメントではなく、区民の皆様に対して丁寧に説明を重ねていき、理解を求めていくということをお願いしたいと思っております。

以上です。

阿良田委員

ありがとうございました。分かりました。

清正教育長

他にいかがでしょうか。
名島委員。

名島委員

ご説明ありがとうございました。
説明の最後に、区民の方からの要請や要望書の話がありましたが、そこで土壌についてのことがあったと思うのですけれども、それを詳しく教えていただけますでしょうか。

<p>児童相談所 開設準備担 当副参事</p>	<p>児童相談所開設準備担当です。 土壌汚染のことについてご説明させていただきます。土壌汚染につきましては、調査を実施させていただきまして、基準値を超える鉛を検出しております。現地におきましては、法に基づく飛散防止対策が行われ、適正に管理させていただいております。 今後の予定としましては、年明け2月ごろから対策工事を実施してまいります。地域の方には事前に説明を行い、安全に適切に実施していきたいと考えてございます。 以上です。</p>
<p>清正教育長</p>	<p>他、いかがでしょうか。 齋藤委員。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>ご丁寧な説明をありがとうございました。 この中で私が一番気になるのが、児童相談所の人員です。その中で、やはり児童福祉司、児童心理士の数が相当必要になるのではないかと考えております。 この方たちの採用又は試験的な報酬等々は、今、北区で出されているのかどうかということと、これから完成までまだ数年かかるようですけれども、いろいろな事例があると思いますので、職員にそれを経験させる、見習う等々があります。北区にある北児童相談所だけではなく、他の児童相談所でも研修していくことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。</p>
<p>児童相談所 開設準備担 当副参事</p>	<p>児童相談所開設準備担当です。 人材育成についてご質問をいただきました。まず、人材育成につきましては、現在、12名の派遣職員を計画的に派遣させていただいております。ご紹介のありました、東京都北児童相談所以外にも、先行自治体である荒川区ですとか、他の自治体にも派遣をさせていただいております。 また、今後の取り組みの中で、今年度からスタートしている取り組みの1つとしましては、まず、今、行っている派遣職員だけではなく、北区で働いている、その資格があるような職員に関しても、引き続き派遣等に取り組んでいただきたいということも踏まえて、今、派遣に行っている職員の児童相談所の実際の業務について、体験談を通した研修を通して、広く職員に周知しているという状況が1点です。 また、ご意見がありました先行区の状況を見ますと、任期付採用職員、経験のある職員の採用等も含めて検討しているということもございますので、今いる職員の育成と、新たに任用するということ2つ併せて、しっかりとした人材計画を進めてまいりたいと思っております。 以上です。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>清正教育長</p>	<p>よろしいですか。 本間委員。</p>

今の齋藤委員のご発言と関連してですけれども、やはり人材育成に関わるところです。この件につきましては、この話が挙がりました当初から、人材育成については発言させていただいているところですが、今、計画的に行っているということで、少し安心しました。

ぜひ人材の育成は事前のことだけでなるものでは当然ありませんので、開始になって、管理職の方が決まってからも、その管理職の方には、マネジメントは当然ながら、育成という視点でも引き続き子どもたちにより良い在り方を追求して実施し続けていくような体制づくりを今から作っていただきたいと思いますし、教育委員会としても、その育成に当たって全面的なバックアップをしていくということでぜひお願いをしたいと思っています。

併せて、これは今、児相のことが中心となって話題になっておりますけれども、複合施設ですので、これを契機に、資料の中の21ページにも、現在の相談機能のことについての人員の配置について表にございますけれども、会計年度任用職員が支えている部分もございます。内容の重さから、本当に会計年度職員という在り方が良いのでしょうか。もちろん、その力を借りなければいけないことはたくさんあると思いますし、その予算もありますけれども、複合施設になるに当たって、全体の機能の見直しと同時に、人員配置についてもまた再考していく時期に来ているのではないかと思います。その点も併せて、計画的にお考えいただきたいというのが1つございます。

もう1点、別視点ですが、先ほどの資料の中にも建物の配置例が3例ございました。URと隣接するというので、そのUR側の施設、建物がどのようになるかということとは大きな問題であると思っております。

1つは、東側の採光がどのようになるかということです。南西の採光は十分に取られるものと思っておりますけれども、一時保護所等で1日過ごす子どもたちもいるということを考えました時に、朝日を浴びるということは、皆さん、ご存じのとおりセロトニンが出るということで、子どもたちの成長にとっても、大人にとっても大事な視点です。ぜひ、URの方に教育委員会としても東側の採光についても配慮していただきたいという申し出をしていただければと思っております。

併せて複合施設でということを考えましたときに、児相ですと子どもたちのプライバシーを守るとか、セキュリティーのことでいろいろ閉じなければいけないことはありますけれども、他の教育相談的な機能を併せ持つということだと、建物全体が明るい仕様で誰もが足を運びやすい環境というか、建物をそのような形でイメージして作っていただきたいということです。

併せて、やはりこれからはソーシャルインクルージョンの時代ですので、閉じるということだけではなくて、新たにURと一体化して造るのであれば、より開かれたという面においても、ともに生きていくという視点での関わり方というのでしょうか。そのようなことも考えていく視点として大事であると思っております。

したがって、その複合施設の出入り口につきましても、そちら側だけに閉じられたものではなく、ゲートウェイでしたか、そちら側のURの方の入り口に利便性を持ったものを追求するのであれば、そこも場合によっては一緒に活用できるということについて

も、複合施設のことだけではなく、UR側と十分に協議をして計画を進めていただきたいと願っております。

以上です。

清正教育長

ありがとうございました。
担当副参事。

児童相談所
開設準備担
当副参事

児童相談所開設準備担当です。
貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。何点か、ご回答をさせていただきます。

1点目の会計年度職員の状況ということで、21ページの表のご質問をいただきました。先ほど、少しご説明しましたが、この基本計画策定後には運営指針を策定してまいります。その中では、複合施設、全国ではなかなかない複合施設でございますので、人員体制のこととか組織のこととか、改めてご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思っております。

また、その後のご意見の中でございましたけれども、敷地の配置等の話を含めて、区長部局で今、進めているものでございますが、教育委員会として必要なものに関しましては、しっかりと要望してまいりたいと思っております。

以上です。

清正教育長

ありがとうございます。
では、長谷川委員。

長谷川委員

ご説明ありがとうございました。丁寧さも大切ですが、子どもたちにとって、必要な施設、スピード感を持って、地域住民の方には理解をしていただけるように説明を継続していただくことをこれからもお願いします。

以上です。

清正教育長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第5、報告第50号「後援・共催事業に関する報告」についてです。
教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課
長

それでは報告第50号でございます。1枚おめくりをお願いします。
使用承認報告でございますけれども、今回は2件でございます。事業名と主催者名のみ、読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「春を呼ぶクラシックの夕べ 第16弾～希望～」、主催者は東京ASUKA音楽事務所代表でございます。

2件目でございます。「2022 東日本たのしい授業セミナー」、同実行委員会実行委員長でございます。

2ページには実績報告としまして、3件お示ししてございます。
以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
以上で本日の日程全てを終了しました。これをもちまして令和3年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。